

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 31 年 3 月 26 日

長野県知事 阿 部 守 一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成 31 年度 県単 松本空港施設機能強化に係る概略検討委託業務

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

契約日から 2019 年 10 月 25 日まで

(4) 実施箇所

松本市 松本空港

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項又は財務規則（昭和 42 年長野県規則第 2 号。以下「規則」という。）第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加するものに必要な資格（平成 4 年長野県告示第 640 号）に基づく、建設工事の入札参加者又は建設コンサルタント等の業務の競争入札参加者の港湾及び空港の資格を有していること。

(3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技第 337 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号の規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 長野県建設コンサルタント入札参加資格（港湾及び空港部門）を有する者のうち、次に掲げる要件を全て満たしている者であること。

ア 管理技術者として次の技術者のいずれかを配置できること。

(ア) 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による建設部門（港湾及び空港）に合格した技術士

(イ) 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 3 条第 1 号の

- ロの規定により認定を受けた建設部門（港湾及び空港）に係る認定技術管理者
- （ウ）一般社団法人建設コンサルタンツ協会の港湾及び空港部門に係るシビルコンサルティングマネージャの登録を受けている者
- イ 照査技術者（管理技術者と兼務不可）としてアの（ア）から（ウ）までに定める技術者のいずれかを配置できること。
- ウ 公共機関等から発注された空港施設の概略検討業務を元請けし、平成 16 年 4 月 1 日から公告日の前日までに完了した実績を有する者であること。ただし、過去 5 年間に管理技術者として当該業務の管理及び統括等を行った経験を有する者を、管理技術者として配置できる場合には当該実績を要しない。

- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
長野市大字南長野字幅下 692 - 2
長野県企画振興部交通政策課 松本空港利活用・国際化推進室
電話 026 (235) 7019

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時 平成 31 年 4 月 5 日（金）午後 2 時
 - イ 場所 長野市大字南長野字幅下 692 - 2
長野県庁 西庁舎 202 号会議室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、平成 31 年 4 月 1 日（月）までに入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、企画振興部交通政策課に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第 167 条の 7 第 1 項に規定する入札保証金を、入札書提出時までに納付してください。ただし、規則第 126 条第 2 項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第 127 条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第 167 条の 16 第 1 項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第 126 条第 2 項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第 143 条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第 129 条各号及び入札説明書第 5 各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否
必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

交通政策課